

公益社団法人 日本コンクリート工学会
コンクリート技士試験委員会規程

昭和 45 年 5 月 11 日 制定
平成 25 年 12 月 26 日 改正
令和 元年 5 月 22 日 改正
令和 2 年 3 月 25 日 改正
令和 7 年 10 月 28 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、コンクリート技士制度規則第 3 条に基づき、コンクリート技士試験委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 30 名以上 40 名以内とし、学識経験者、レディーミクス
トコンクリート製造関係者、コンクリート材料・製品関係者及びコンクリート工事関係者
をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長等)

第 3 条 委員会に、委員長、副委員長、幹事長及び副幹事長各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 幹事長及び副幹事長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長の任期は、2 年とする。

2. 幹事長及び副幹事長の任期は、1 年とする。
3. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
4. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、コンクリート技士・主任技士試験（以下「試験」という。）実施に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、資格・講習委員会に付議する。

- (1) 年間事業計画

- (2) 試験実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 試験問題の作成
- (4) 合否判定基準の作成
- (5) 合格者の内定
- (6) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、委員会の業務を円滑に処理するため、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、委員会委員をもって構成する。

- 2. 部会に主査を置くことができる。
- 3. 主査は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。

(資格・講習委員会への上申)

第8条 委員長は、資格・講習委員会に、合否判定基準及び合格者の内定を上申する。

(記録の保存)

第9条 委員会に関する重要事項の記録は、永久保存とする。

(機密保持等)

第10条 委員その他試験業務に携わる者は、機密事項の保持に努めるとともに不正行為があってはならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会が発議し、資格・講習委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程は、昭和45年5月11日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和2年3月25日から施行する。
- 3. この規程の改正は、令和7年10月28日から施行する。